

議案第 29 号

市川市道路占用料条例の一部改正について

市川市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 9 月 8 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市道路占用料条例の一部を改正する条例

市川市道路占用料条例（昭和 48 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「80 円」を「郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 21 条第 1 項に規定する通常葉書の料金の額に相当する額」に改め、同条第 3 項中「年 14.5 パーセントの」を「令第 37 条第 2 項に規定する」に改める。

別表中備考以外の部分を別紙のように改める。

別表備考 7 中「1 平方メートル未満」を「0.01 平方メートル未満」に、「1 平方メートルとして」を「その全面積又はその端数の面積を切り捨てて」に改め、同表備考 8 中「1 メートル未満」を「0.01 メートル未満」に、「1 メートルとして」を「その全長又はその端数の長さを切り捨てて」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項及び第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、平成 30 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以

後の占有に係る道路占有料について適用し、施行日前の占有に係る道路占有料については、なお従前の例による。

- 3 施行日の前日に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による占有の許可を受けていた占有物件について、平成30年度以後も引き続き当該許可を受け、継続して道路を占有しようとする場合に納付すべき同年度以後の各年度分の道路占有料の額は、当該占有物件に係る改正後の市川市道路占有料条例の規定により算出された1年度当たりの道路占有料の額が、当該占有物件に係る当該年度の前年度の1年度当たりの道路占有料の額に1.2を乗じて得た額を超えるときは、当該1.2を乗じて得た額とする。

別表（第2条関係）

占 用 物 件		単 位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1 年	2,410
	第2種電柱		3,260
	第3種電柱		3,880
	第1種電話柱		1,540
	第2種電話柱		2,120
	第3種電話柱		2,760
	その他の柱類		210
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	22
	地下に設ける電線その他の線類		13
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,110
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,290
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,600
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,470
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	9,530
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,600	
法第32条第1項第2号に掲げる物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	91
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130

件	の			
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの			180
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの			210
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの			380
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			440
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			900
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			1,080
	外径が1メートル以上のもの			2,110
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	3,120
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			4,760
地下に設ける通路		2,850		
その他のもの		3,600		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	44
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	950

令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板（アーチ であるもの を除く。）	一時的に設 けるもの	表示面積1平 方メートルに つき1月	950
		その他のも の	表示面積1平 方メートルに つき1年	9,530
	標識		1本につき1 年	2,920
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1本につき1 日	44
		その他のも の	1本につき1 月	950
	幕（令第7条 第4号に掲 げる工事用 施設である ものを除 く。）	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積1平 方メートルに つき1日	44
		その他のも の	その面積1平 方メートルに つき1月	950
	アーチ	車道を横断 するもの	1基につき1 月	9,530
		その他のも の		4,760
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平 方メートルに つき1年
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034 を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及 び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平 方メートルに つき1月	950
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及 び同条第7号に掲げる施設			360	
令第7条	トンネルの上又は高架の道		占用面積1平	Aに0.013

第 8 号に掲げる施設	路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		方メートルにつき1年	を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.013を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.013を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.013を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024	

		を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034 を乗じて得た額

理 由

受益者負担の適正化を図るため道路占用料の額を見直すほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。